

# 統計調査分科会 第9回議事録

内閣府公共サービス改革推進室

第9回 統計調査分科会  
議事次第

日 時：平成19年11月26日（月） 9:20～11:10

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

○サービス産業動向調査に関するヒアリング

- (1) 総務省からのヒアリング
- (2) 厚生労働省からのヒアリング
- (3) 農林水産省からのヒアリング
- (4) その他

3. 閉 会

(傍聴者、総務省関係者入室)

○前原主査 それでは、定刻になりましたので、第9回統計調査分科会を始めさせていただきます。

本日の議題は、「サービス産業動向調査に関するヒアリング」、平成20年度から市場化テストの対象とする調査に関するヒアリング等を予定しております。

それでは、まず、「サービス産業動向調査」の民間開放の検討状況につきまして、総務省統計局統計調査部経済統計課の清水課長から御説明をいただきます。説明は20分程度でよろしく願いいたします。

○清水課長 それでは、最初に、資料1をごらんいただきたいと思います。サービス産業動向調査に係る業務の民間委託についてまとめております。

サービス産業動向調査につきましては、基本方針に基づきまして、民間委託について検討を行っております。その結果をまとめたものでございます。

まず、委託業務の範囲についてですが、業務の範囲は、調査の準備、調査の実施、調査票の入力と考えております。

なお、製表に係る業務につきましては、当面、独立行政法人統計センターにおいて実施することとし、試験調査及び本調査で収集したデータによる欠測値補完・推計手法、異常値検出手法等の検討・検証結果等を踏まえ、安定した統計作成手法の確立を図ることとします。

その理由を以下に書いております。

本調査は、サービス産業全体の売上高を月次で把握する初めての調査でございます。統計の作成に当たりましては、今申し上げたようなさまざまなデータの分析が必要でございます。このため、調査創設当初は、第一の目的である調査結果の安定提供に向けて、臨機応変な対応が必要であると考えております。

また、独立行政法人統計センターにおきましては、サービス業基本調査の製表を実施した経験がございます。また、大規模な月次調査の製表を実施しているという経験もございます。

続いて、1枚めくっていただきまして、入札方法について考え方をまとめております。

調査創設当初は、価格だけでなく、民間事業者の業務遂行能力についても考慮の上、会計法に基づく入札手続により、業務委託業者を決定いたします。

なお、平成23年7月から調査実施準備を開始する調査に係る契約に係る入札におきましては、それまでの業務の実施状況等のデータに基づき、公共サービス改革法の対象業務とすることを含め、入札方法について検討いたします。

その理由を以下にまとめております。

本調査は、サービス産業全体の売上高を月次で把握する初めての調査でございます。回収率や記入状況等の求められる質の水準をどのように設定するか、各業務を効果的・効率的に遂行する上で重要な点は何なのかなど、サービスの質や民間事業者の業務遂行能力の評価の在り方についても、実績との比較に基づく検討を得ながら確立していくことが必要でございます。この検討に当たりましては、1年程度データを蓄積する必要がございますが、平成21年3月からの次回入札

手続の準備は、平成 20 年 11 月ごろから着手する必要があるとございます。その時点ではまだデータの蓄積は不十分でございます。こうした状況を勘案いたしまして、平成 23 年に行う次々回の入札におきましては、公共サービス改革法の対象業務とすることを含め、入札方法について検討することとして、平成 22 年 5 月末までに結論を得ることしたいと考えております。

他方、本調査の質を確保するためには、一定の業務遂行能力を有する民間事業者に委託することが必要であると考えております。

3 番目に今後の予定を書いております。11 月から統計調査の申請・承認手続に入ります。12 月から予算の内示がございまして、平成 20 年 3 月末には入札手続、4 月から民間事業者において調査実施準備をいたしまして、7 月には本調査を開始いたします。開始まで 7 カ月とタイトなスケジュールになっております。平成 21 年 3 月から次回の入札手続、平成 23 年 3 月から次々回の入札手続となっております。

引き続きまして、資料 2 をごらんになっていただきたいと思っております。実施計画の概要をまとめております。

まず、調査の目的は、我が国におけるサービス産業全体の動向を明らかにし、Q E を始めとする各種経済指標の精度向上等に資することとございまして、このため、内閣府の S N A の担当部局と相談しながら調査を設計しております。

調査の対象及び期間でございますが、約 3 万 9,000 事業所を対象に毎月実施することとしております。企業はさまざまな活動をしておりますので、アクティビティに近い単位にするために、現実的に把握可能な最小単位である事業所を対象にしております。

調査対象事業所は、原則として 2 年間継続して調査をいたしまして、毎年 1 月に 2 分の 1 ずつ交替することとしております。

大きな括弧の中に調査対象産業を書いております。情報通信業、運輸業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療、福祉、教育、学習支援業、他に分類されないサービス業となっております、第 3 次産業のかなりの部分に及んでおります。

集計は、小分類を基本に行うこととしております。

3 番目に、調査票の種類を書いておりますが、1 カ月目用の調査票と月次調査票に分かれております。

調査の方法は、大きく 2 つに分かれておりまして、従業者規模 10 人以上の事業所は、地域間のばらつきが大きいということで、郵送調査・オンライン調査により行います。

他方、従業者規模 10 人未満の事業所につきましては、地域間のばらつきが小さいので、選定した地域について集中的に行う調査員調査を基本に行うこととしております。

調査の開始時期ですが、郵送・オンライン調査は平成 20 年 7 月から、調査員調査は同年 10 月から開始することとしております。

結果の公表は、前年同月比の公表が可能となる 21 年 10 月分の集計完了時から開始することといたしまして、調査月の翌々月に行うこととしております。

その他、この調査は、統計報告調整法に基づく統計報告の徴集として実施することとしており

ます。

1枚めくっていただきまして、別紙1をごらんになっていただきたいと思います。ローテーションのイメージを書いております。

標本交代によって結果数値に段差が起きないように工夫をしております。標本を2つのグループに分けて、1組を奇数年切替え、もう1組を偶数年切替えとしております。

しかし、事業所数の少ない産業は悉皆調査とせざるを得ません。この場合、継続して調査をいたしますが、便宜上、業者の切替え時期を表示しております。

いずれのグループとも切替えの時期は1月でございますが、準備期間の開始は7月となっております。

業者の切替え時期を点線で示しております。ローテーションの関係で、複数の業者が混在することとなります。

最初の入札で落札した業者は、20年の4月から23年2月まで業務を実施することとしております。次回入札で落札した業者は、21年7月から25年2月まで業務を実施することとしております。

先ほど申し上げたとおり、逆算すると、入札手続の準備は、平成20年11月ごろから着手することが必要となります。

次々回入札で入札した業者は、23年7月から業務を実施することとしております。このころには、21年経済センサスの名簿を利用できることを想定しております。

1枚めくっていただきまして、別紙2として調査票1カ月目のものを掲載しております。調査項目といたしましては、経営組織及び資本金等の額、月末の従業者数、前月末と当月末について記載をしていただくこととしております。

また、月間売上高または収入額、こちらも前月と当月について書いていただくこととしております。主な事業の種類についても書いていただきます。

続いて、別紙3に毎月の調査票のイメージを書いております。こちらは、月末の従業者数、月間売上高について書いていただきます。前月分は調査をいたしません。できるだけシンプルな設計にして、負担を小さくしようとしております。

続いて、別紙4をごらんになっていただきたいと思います。スケジュールについて書いております。

20年度に入ったら可能な限り早く実施という想定で作成をしております。郵送調査は7月開始ですが、調査員調査は、調査員の募集やトレーニングの期間が必要でございますので、7月に開始することはできずに、10月開始となっております。逆算すると、入札手続を12月から3月の間に行わなければいけません。そこには意見招請の20日間、入札公告の50日間、総合評価の1カ月を含んでおります。

1枚めくっていただきまして、事務の流れをまとめております。民間業者の事務についてのみ御説明をいたします。

まず、民間業者は、調査用品の作成・印刷をいたします。調査員調査に係る事務といたしましては、調査員説明会の開催、調査用品の発送、調査用品の配付がございます。

続いて、調査員の事務になりますが、事業所の所在確認と協力依頼、調査票等の配付、また、調査票の検査、礼状等の配付がございました。

また、業者の事務に戻りまして、調査票の検査・補正、調査票を本社に送付をするという流れがございました。

その下には、郵送調査の流れが記載してございます。記入依頼状、調査票等の発送をした後、調査協力依頼はがきの送付、また、未回収の事業所に対し、調査票提出依頼はがきの送付がございました。

さらに、電話等で督促をした後、送付された調査票の送付、回収がございました。また、礼状等の送付がございました。

その後は本社の事務となっております、調査票の検査、データ入力、調査票と入力データの送付がございました。

続いて、試験調査結果の概要について御説明いたします。

試験調査の期間は、平成19年7月から9月の各月となっております。

調査の方法につきましては、郵送調査と調査員調査のほかに併用調査も実施しております。これは、調査のお願いと、3カ月目の回収のみ調査員が行い、他は郵送により行うものでございます。

調査事業所は全部で約8,700となっております。ここには書いてございませんが、調査地域は、宮城県、東京都、岡山県の一部となっております。

2ページの頭のところに申告の方法を書いております。こちらは本調査と同じでございますが、申告は事業主でなくても、記入できる者であればよいとしております。

民間委託業務の範囲ですが、こちらは、基本的には本調査の範囲と同じとなっております。

3ページ目に検証結果をまとめております。

民間調査機関への調査業務の委託について書いております。「実査に係る業務を民間調査機関に委託することは可能」とまとめております。

統計局が本当に民間業者に委託しているのかという問合せが16件ございましたが、民間委託することに伴う混乱は見当たらなかったということから、このようなまとめを書いております。

具体的には、まず、調査指導会でポイントを押さえた指導を行ってまいりました。また、その後も定期的に調査員を集め、適切に要点をまとめた資料をタイミングよく調査員に配付してまいりました。

また、総務省の調査であることを前面に押し出しまして、怪しい調査でないことを強調しております。調査事業所との対応も丁寧で、調査活動も問題なく実施してまいりました。

他方、調査票は鍵のかかるロッカーに保管されております、督促・内容検査などで調査票を使用する場合には、調査受託業者の正職員がいる事務室内で作業を実施してまいりました。

さらに、電話督促は、調査受託者の正職員がいる事務室内で行ってまいりまして、照会対応は正職員が行い、夜間・休日などの不在時には留守番電話で対応してまいりました。

1枚めくっていただきまして、効果的な督促方法についてまとめております。

客体の感情などを考慮いたしますと、督促を実施する曜日、時間、前回の督促との期間など、事業所ごとに効果的なタイミングでの督促が重要であると考えております。

5ページには、数字をグラフや表で書いております。一番上には、回収率の推移をグラフにしております。5日ごとに3回督促する場合と、1回督促する場合を並べております。

3回督促する場合の方が回収率が高くなってはおりますが、今申し上げたように、事業所ごとの特徴を把握し、タイミングを工夫することにより、より効果的な結果が得られるものと思慮しております。

真ん中には調査方法別の回収率を表にしております。調査員調査では8割弱、郵送調査では5割弱、併用調査では6～7割となっております、10人以上の方が10人未満よりも回収率が高くなってはおります。

一番下には、産業別記入状況の表を掲げております。

回収された調査票の中で、使用系列の記入率は、各産業とも9割を超えておりました。

最後、6ページには、意見等を書いております。

客体からは、調査に協力するには、本社等の許可が必要であり、調査事業所では即答できないという意見がございました。

調査受託者からは、一般的に継続的な調査の回収率は、時間の経過とともに、郵送調査では上昇し、調査員調査では低下するという意見がございました。

今回、郵送の回収率が低かったんですが、本調査では説得と工夫により引き上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。それでは、各委員から御意見、御質問を承りたいと思います。よろしく願いいたします。どうぞ、高橋委員。

○高橋専門委員 このサービス産業動向調査というのは、QEを使うということで、非常に大事な統計で、私どもも非常に期待している統計でございます。

いろいろあるんですけれども、お聞きしたいのは、対象を選ぶ場合、最初、依頼状を対象事業所に出すんですけれども、依頼状は往復はがきで出されるんですか。といいますのは、依頼状を出して、返事が返ってきて、いいですよといったところをやるのか、そうでなくて、依頼状を出した。来るか来ないかわからないけれども、直接調査票を出しているかということなんですね。私が言いたいのは、向こうがいいですよと言ったところで対象を絞れば、それほど拒否されるというか、回答をしてこなくなることはないのではないか。向こうも何となく義務感を持ってやってくるんじゃないかなと思ったんですけれども、その辺は細かいことなんですけれども、どういうふうにやっていらっしゃいますか。選定といいますか。

○清水課長 まず、調査を始める前に調査のお願いをすることにしておりまして、郵送調査では電話でお願い、調査員調査では調査員が直接行ってお願いをいたします。そのときに、できるだけ調査への協力をお願いするということもあるんですが、例えば、客体の方から、自分のところでは答えられないので、本社あるいはほかの事業所で答えてもらうようにしてくれというような

こともございますので、そういった一連のやりとりをした後で調査票を送って、毎月書いていただくという手順をとります。

○高橋専門委員 できないと言ったところは対象から外すと。

○清水課長 できないところはそうですね。

○前原主査 そのほかいかがでございますか。どうぞ、椿委員。

○椿専門委員 今回、調査系統が郵送調査と調査員調査に分かれると。しかも、どちらかというところ、先ほどの標本設計の関係で地域間のばらつきが大きいために、むしろ規模の小さい、恐らく売上高においても小さくなる方をむしろ調査員調査にせざるを得なくて、規模の大きい方を郵送調査にする。ところが、先ほどの試験調査でも郵送調査の方はかなりまだ回収率という意味では課題を残していると。一般的に、もし回収率のものを統計の質の精度のようなものにしていない部分に関しては、規模の大きいところの回収率とか規模の小さいところの回収率ということはいずれも問題にならないわけですが、それは今回初めてサービス産業の売上高を推計することからすると、達成精度的にはかなり大きなところをきちんと取っておかないとまずいわけですね。恐らく総務省統計局さんが業者さんに指示や指導を与えるときに、従来のこの部分をできるだけとってほしい、この会社は非常に重要な会社、個別の名前を挙げることはまずないかもしれませんが、ここは落としてしまったら大変なことというようなもくろみというのが本来はあるのではないかと思うんですけれども、そういう一連の今回の調査設計、達成精度を上げていく話と、現在の調査系統を完全に2つにシンプルに分けてしまうという話との間で、もう少し民間の方に自由に動ける、大企業さんでも調査員が必要に応じて督促に行けるといような、その辺のフレキシビリティがあってもいいのではないかと感じたんですけれども、いかがでしょうか。

○清水課長 おっしゃることはごもっともでございますが、私どももできれば全部調査員調査でやるという方向がいいんですけれども、ただ、大規模な事業所というのは、全国に散らばっていて、そこを重点的に調査員に調べさせようとする、その事業所だけを調査員が訪問するといような形で効率が悪くなってしまうということで、小さい事業所だけを調査員調査にしているという事情がございます。

ただ、おっしゃるように、大きい事業所というのは売上高も大きいという事情がございますので、結果精度にかなり大きな影響を及ぼすということで、私ども、個別にお願いに行きます。この調査への協力ということになるかは別ですけれども、一般的にこういう調査は重要だという話をしに行くというケースもございます。

また、業者の方も、回収率を上げる場合に、できるだけ大きいところをきちんと取るような形で上げていくようにという流れをつくっていくということで、できるだけ売上高の大きいところはきちんと押さえていきたいと考えております。

○椿専門委員 そこに関しては、委託業者さんの工夫が相当していただけるような形にうまく指導していくという形になるんですね。

○清水課長 はい。

○樫専門委員 あと、もう一つ教えていただきたいんですけども、今回、例えば情報通信業さんは非常に関心事で、ここを調査されるわけですけども、こういうところは、本当に調査員調査とか、あるいは郵送調査のようなこと、最初の段階の依頼状や何かを郵送するというのはもともとだと思うんですけども、例えば情報通信業の方々にとって、オンライン調査でこないということ自体が不思議に思われるというような状況はございませんか。例えば、国の調査でかなり情報通信業さんからしたら、逆にオンラインの調査でくる方が当然だと思われるようなことというのはございませんでしょうか。

○清水課長 私ども、回収対策としてオンラインによる回答というのを認めておりまして、最初にお願ひするときには、フェース・トゥ・フェース、あるいは電話でお願ひするという方向の方がいいのかなと思っているんですが、それに対する回答としては、オンラインによるものも認めておりますので、そういう産業については、もちろんオンラインによるやりとりが多くなっていくと考えております。

○樫専門委員 今回の調査、非常に重要な調査だということはあるんですけども、一応これは承認統計という形ですから、特に調査設計や何かに関してはほとんどかたまっている。今後、例えば統計委員会さんとか、そういうところの中でこの調査の在り方や何かあまり議論されるということはないんですか。

○清水課長 最初は、承認統計でスタートするというので、先ほども申し上げたんですが、何分、知見のない分野の統計ということで、データの蓄積が必要です。ただ、20年度に入ってから即始めなければいけないということで、調査の開始まであと半年ちょっとしかないということで、私ども、勝手に調査項目を決めるという形ではなく、研究会をつくって、その中に有識者の方を集めて、意見を聞きながらかためておりますので、調査項目についてはかなりかたまっておりますし、調査の流れそのものも、既に民間に対して入札に必要な手続をとっている段階にまできております。

○樫専門委員 基本的に、項目のことよりは、どちらかという調査方法や調査系統の部分がまだかなり試験調査の段階でわかったこと、それから、この第1回の調査で実際にわかってくることという。そうすると、それが第2回以降、あるいは名簿が変更するあたりで、いろいろな段階で相当統計委員会の先生方、あるいはその先生方が関係している研究会の中の議論で、いろいろなことがまだ、標本設計も含めて動くのではないかという印象を持っているんですけども、これについて、例えば今後の民間委託の中でどういうふうに対応されるということがございますでしょうか。

○清水課長 先々の状況については、データが蓄積して、それを検証してみなければわからないという状況がございます。また、統計委員会もまだ発足したばかりで、基幹統計の役割とか意義とか、そういったものもこれから決まっていくことになるかと思っておりますので、そういった流れというのはあるかと思うんですが、ただ、これから先、都道府県にこの調査をお願ひするということはなかなか難しいのかなと思っておりますので、そうすると、民間を通じて調査を行うという形そのものは変わらないのかなと私たちは想定しております。

○椿専門委員 どうもありがとうございます。

○前原主査 はい、どうぞ。

○高橋専門委員 例えば、今、サービス関係で言うと、大型小売店とか百貨店の売上高というのがありますね。あれで見ても、例えば今、前年比でプラスマイナスのほんの細かなところの統計で一喜一憂している状況なんですね。それを今度サービスでやると、ここには書いていませんけれども、調査員調査で、あるいは郵送調査で2%、3%の回収率の違いが出てきた場合に、本当に微妙なところだったら、本当に正しい統計として出てくるのかどうなのか。設計上、本当に大丈夫なのかというのは、エコノミストの立場からすると疑問なんですけれども、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

○清水課長 その辺は、内閣府のSNA作成部局ともいろいろ話し合っております。まず、データを蓄積して、欠測値の補完とか推計方法をきちんとかためていく必要があるだろうと。あと、結果の見方としても、途中で廃業したケースとかを除いて、例えば前年同月と同じ事業所で比較をした結果も出すとか、そのような形で工夫をしていくことが必要だと考えております。

○前原主査 岡本委員。

○岡本専門委員 私の方から1点だけ、統計センターとの関係でございますけれども、資料1の1ページに統計センターにお願いされる理由は書いていらっしゃると思うんですけれども、逆に統計センター側から見ると、こういう業務をやるとということについて対応が十分可能なんですか。

○清水課長 統計センターでは、以前行われましたサービス業基本調査、こちらは周期調査ではあるんですけれども、対象がかなり今回のサービス産業動向調査と似ているということがございます。また、大規模な月次統計をきちんとつくっておりますので、そういったノウハウ、経験があるということで、お願いをすることにしております。

○岡本専門委員 具体的に統計センターとお話等は。

○清水課長 話はしております。

○前原主査 それでは、本日の御説明を受けまして、どのように整理するか、事務局の方。

○熊埜御堂参事官 今の岡本専門委員の質問、事務局から1点だけ確認をさせていただきます。

統計センターはどれぐらいの業務量になるというのはおわかりになっているんですか。この仕事で統計センターがどれぐらいの業務量、つまり、人数とか規模としてどれぐらいの業務量になるかというのは、統計センターの方ではもう確認されているんですか。それともそれはまだ検討中なんですか。

○土生課長補佐 業務の大枠については、大体説明させていただいておりますので、それに基づいて、今現在、統計センターの方で必要な措置について検討されているかと思えます。

○熊埜御堂参事官 今はまだ確認がされていない段階と受けとめてよろしいですか。

○土生課長補佐 はい。

○熊埜御堂参事官 わかりました。

今の主査の話でございますが、事務局の方で、一応こういうことをお願いをしたいということ

について御説明を申し上げます。

今お聞きいただいて、一応、資料に実施計画の概要についてはほぼこの方向でおやりにやるというか、12月からこれで着手せざるを得ないということでございますので、10月の我が方の基本方針との関係で言うと、民間開放についてはこの方向でやっていただくと、民間委託とこのペーパーでなっておりますが、ということについて御了解をいただきたいということが1点。

それから、資料1の方で、市場化テスト、公共サービス改革法の対象とするかどうかということについてでございますが、これにつきましては、ここの説明では公共サービス改革法の対象とすることも含めということになっておりますけれども、このあたり、公共サービス改革法の位置付けについては、もう少し事務局の方で統計局の方と議論をさせていただきたいと。どういう形で民間開放を進めていくかとの関係もでございますので、ということで、そのあたりを整理して、年末の閣議決定の案文を整理させていただいて、また御相談させていただきたいと考えております。

○前原主査　そういう理解でよろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○前原主査　それでは、年末に公共サービス改革基本方針の改定を予定しておりますので、サービス産業動向調査につきましては、そこにどう盛り込むかを中心としまして、本日の議論を踏まえて、当方と十分に意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、総務省統計局からのヒアリングを終了いたします。ありがとうございました。

（総務省統計局関係者退室）

（厚生労働省関係者入室）

○前原主査　それでは、続きまして、厚生労働省より、平成20年度から市場化テストの対象とする調査についてのヒアリングを行いたいと思っております。

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査、就労条件総合調査の民間開放につきまして、厚生労働省大臣官房統計情報部の宮田社会統計課長、林賃金福祉統計課長から、合わせて15分くらいで御説明をよろしく願いいたします。

○宮田課長　社会統計課長の宮田でございます。おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、説明させていただきます。資料をごらんいただきたいと思っておりますけれども、まず、私からは「社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査の民間開放」について御説明させていただきます。資料の3枚目、4枚目に、この対象となっております調査について、概要を簡単に掲げておりますので、御説明させていただいて、それから、今回の公共サービス改革法に対する私どもの考え方について御説明させていただきたいと思っております。

まず、社会福祉施設等調査でございますが、3枚目の資料でございますように、調査の概要のところにあります。全国の社会福祉施設等について在所者数であるとか、従事者数とか、そういったことを全数で把握するという調査でございます。毎年行っておりまして、毎年10月1日ということで行っております。

3年に1回は、施設の設備機能などを詳細に把握する精密調査ということで行っておりまして、このサイクルとしましては、18年で、次は21年という形で行われることになっております。19年、20年といった中間の2年については、基礎的な事項のみを把握するというので、簡易調査という形で行っております。

調査の事項でございますが、そこに①から⑪まで掲げておりますが、法人の名称でありますとか、所在地でありますとか、そういったごく基本的なところ、それから、施設の活動状況であるとか、設置主体、経営主体、さらには、入所型の施設でありますとか、施設の定員とか、実際におられる人の数であるとか、その方々の年齢階級別の数字であるとか、それから、従事者の方々についても、職種別にいろいろとっております。

事業所についても同様の形で⑨、⑩、⑪に書いてあるようなことで、サービスの提供状況とか、そういったことについてやっております。

調査の対象は、そこに掲げてあるとおりでございます。

対象数につきましては、入所型の社会福祉施設等につきましては6万8,000施設、障害福祉サービス事業所については2万8,000事業所ということになっております。うち、そこに書いておりますが、2万5,000については、本省からの直接郵送という形で行っております。

調査の実施経路のところにありますように、2つのチャンネル経路を持っております。本省から都道府県・指定都市・中核市を介して、福祉事務所から対象施設などにいくルート、それで調査票を配付いたしまして、施設管理者が記入したものを同じルートを逆にたどるような形で集計をしておるといふものと、そのうち2万5,000につきましては、直接郵送という形で行っている形、その2つのルート、チャンネルを持っておるわけです。そういった形での調査でございます。

それから、次のページでございますが、介護サービス施設・事業所調査でございます。これは、今申し上げた社会福祉施設等調査の介護保険版とお考えいただければよろしかろうと思っております。期日についても同じでございます。調査の事項についても、項目数は異なっておりますけれども、把握している内容というのはそれほど変わるものではございません。法人の名前であるとか、定員であるとか、サービスの状況であるとか、従事者の方々の状況であるとか、そういったことを把握させていただいているわけでございます。

調査対象数は、これまた入所型の、例えば特養であるとかそういったものですが、介護保険施設については1万3,000、居宅サービス事業所については8万5,000で、これも同じような2つのチャンネルを持っております。先ほど申し上げたのとおおむね同じでございますが、本省から都道府県・指定都市・中核市、それから保健所・福祉事務所を経て、対象施設事業所に行くチャンネル、それから、直接郵送するチャンネルという形になっておりまして、本省郵送分については4万事業所という形になっております。

そういった内容の2つの調査。それが似通ったところが非常に多いということでもあり、今回の法律の対象にしたというわけでございますが、1枚目に戻っていただきまして、今御説明しましたような2つの調査につきまして、私ども段階的にやっていくのが非常にスムーズかなと考えております。すなわち、平成20年度は、今申し上げましたうちの国直轄の郵送で実施している分

につきまして、この法の対象として実施をし、自治体を通してお願いをしている分につきまして、準備・検討を進めまして、21年度からは、その結果に基づいて、国の事務に引き上げて対象とするというステップを踏んだ形でやっていこうという形で考えております。

この2つの調査を行っていくことで、ほかの統計調査の民間開放の参考になるのではないかと。いわば、その進めていく上の大きく言えば、ステップを踏む一つになるのかなと考えておりまして、やっていく中で民間事業者の実施状況、コスト、そういったものの管理監督能力といえますか、マネジメント能力を私ども自身がつけることによって、スムーズな実施が開けていくのかなと考えております。

入札の対象の範囲でございますが、2枚目に、フローチャートがございますので、それを見ていただきながらお願いしたいと思っておりますけれども、民間開放の対象業務ということで、四角で囲っております。

ここに書いてありますように、調査対象名簿のマッチングから始まりまして、調査票の送付であるとか、照会対応であるとか、あるいは出していただけないところをお願いをする、督促をするとか、あるいは調査票の提出状況の確認であるとか、内容の簡単なチェック、あるいはデータ入力、そういったところまで対象としたいと考えております。

逆に、私どもの方が引き続きやっていくものとしては、ある意味当然でございますが、企画的な部門ですね。調査の内容の決定であるとか、調査方法の策定であるとか、そういった部門、それから、最終的な結果表の審査であるとか、分析をして公表していくといったものについては引き続き私どもの方でやっていくのかなと思っておりますし、民間事業者に開放するというに伴って、当然のことながら、民間事業者への指導であるとか、監督であるとか、あるいはモニタリングであるとか、実際をお願いをして、それについて評価をする。それをフィードバックして今後の改善に結び付けていく、21年度とかそういったことに結び付けていく、そういったことについては私どもが行っていくのかなと考えております。

この図の下の方で、「地方公共団体に委託」というところがありますが、これが先ほど申し上げました施設等に対する都道府県・指定都市・中核市を介して行っている部分でございますが、これについては、21年度から同様な形で民間開放の対象にすると。この図自体が20年度の時点で書いておりますので、そういった形になっておりますが、すなわち、箱で囲った上の方が20年度、21年度は下の方も含めてということで考えておるわけでございます。

それから、実施予定時期でございますが、今のところのめどといたしましては、20年度4月をめどに入札公告をし、7月から事業を実施していただいて、実際の調査のいわゆる実査日というのは10月1日ということで、そこは従来どおりということで考えておりますが、そういった準備を考えております。

契約期間のところを書いてあるところでございますが、裏の方になっておりますが、初年度20年度につきましては、単年度契約とするのがよろしいのかなと考えております。その理由については、そこに書いてあるとおりということにはなるわけですが、るる御説明いたしましたように、20年度と21年度で民間開放の対象業務の範囲が違うということもございまして、20年度やって

いた中で、21年度どういうふうな形で全体的に民間開放するかということも検討するという事なので、これは契約としては、一たん20年度に切った形でやっていった方が、入札される側としてもわかりやすいというか、困難を覚えないのかな、容易かなと考えております。

ちなみに、21年度以降につきましては、20年度とかそういった状況を踏まえて、今後は複数年度契約というのでも検討していきたいと考えておるところでございます。

社会福祉施設等調査、介護サービス施設・事業所調査につきましては、以上でございます。

○林課長 続きまして、お手元の資料4に基づきまして、就労条件総合調査、民間開放について御説明させていただきます。

資料の方は2枚になっておりますが、まず、2枚目の方の調査の概要というところで、調査の概要から御説明させていただきたいと思っております。

まず最初にお断りしておきたいのは、本調査は、毎年1月1日現在の実査という調査になっておりまして、名称の方は、平成20年調査とここにあります。これは平成20年1月1日に行う調査、すなわち、予算年度で申しますと平成19年度の調査についての概要でございます。年度と言ったときには、その1つ前の数字になるということで、両方の用語が混乱していますので、お気をつけさせていただきたいと思っております。

本調査は、いわゆる企業におけるあらゆる労働条件と呼ばれるものの実態面ではなくて、制度面を総合的に調査するというものでございます。ですから、賃金制度、賃金はどのような職能給か、職務給とか、そういう額ではなくて、制度的にどういふふうになり立っているか、また、労働時間も所定内労働時間がどうなっているかという形の制度面を総合的にとらえる調査でございます。

労働条件の制度面というのは多岐にわたりますので、この調査につきましては、ごく主要な事項については毎年同じものを時系列的に把握し、その他の部分については、ローテーションで把握するものです。ある程度ローテーション、またはそのときの行政需要に応じて、アドホックな項目も織りまぜつつ、毎年、調査票を設計し直すという調査でございます。そういう形で承認統計調査となっておりますのでございますが、労働条件面から見て非常に基幹的な統計であるということでございます。

というわけで、毎年、調査票の内容が変わることから、この概要は現在確定しております時期、来年1月に行われるものであり、民間開放予定の1年前のものの概要になっております。こちらにおいては、調査の事項といたしましては、ここに書いてあります労働時間制度、また、(3)の定年制に関する事項等は、ほぼ毎年時系列的に把握しておる項目でございますが、(4)以下の退職給付につきましては、この年度特有の一般的には5年程度のローテーションで把握している項目内容となりますので、今から御説明いたします、民間開放を予定しております平成21年調査は、また調査項目が大きく変わるということになります。

最後のページの方ですが、調査対象につきましては、日本標準産業分類に基づく13大産業で、サンプル数は約6,000ということになっております。

現行の調査は、厚生労働省からサンプル企業報告者の方に郵送いたしまして、その報告者が記

入の上、今度回収は都道府県の労働局または監督署を通じて回収いたしまして、そこで精査の上、厚生労働省に戻ってくるという形での調査系統になっております。

以上が現行でございますが、これにつきまして、既に御案内のとおり、今回、平成 21 年調査の方から民間競争入札で民間開放していきたいと考えておるところでございます。

入札の対象範囲でございますけれども、資料 4 の 1 枚目の裏側になります。同じく流れ図を添付してございます。

国で行うべきところと民間にできるところということでの仕分けをしておるところでございますが、調査は毎年大きく変わるということで、調査票の企画・設計、それから、調査対象の抽出の部分は国が責任を持って行いたい。そこから調査票の印刷から始まりまして、調査の実査の部分、それからまた、その途中で判明いたします不明企業については、さらに調査の上、確認、追跡をするということで名簿を修正するという業務も含めまして、最終的には調査票の督促を経て調査票を回収し、内容チェックを行って、その調査票をデータ入力でパンチに入れるというところまでを今回の民間開放の対象業務にしたいと考えております。

その後、もう一度データのチェックを行った上で、集計、結果表の作成、審査、公表資料の作成、公表というところは国が責任を持って行いたいと今のところ考えておるところでございます。

では、次に、資料 4 の 1 ページ目のところに戻りまして、今、入札の対象範囲のところまでは御説明したかと思いますが、入札等の実施予定時期につきましては、平成 20 年 5 月をめどに入札公告をし、8 月から事業を開始して、最終的な実査は翌年の 1 月 1 日時点と考えております。

また、契約期間でございますけれども、るる申し上げているとおり、毎年、調査項目設問が大きく変更するという、それから、21 年度からオンライン調査の手法の導入ができないものかと検討を進めているということ、また、今回初めての市場化、民間開放でございますが、この実績を見た上で十分に評価した上で、翌年度の委託につなげていきたい。また、場合によっては委託の業務範囲の拡大も考えられないかと思っておりますところから、今年度については単年度契約で行いたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願いたします。

以上です。

○前原主査 ありがとうございます。それでは、各委員から御質問、御意見をちょうだいしたいと思います。よろしくお願いたします。どうぞ、高橋委員。

○高橋専門委員 それぞれの統計のこれが民間に開放されるわけですがけれども、現在のそれぞれの統計の回収率はどれくらいなのか。民間に開放することによって、民間の創意工夫といいたししょうか、発揮されることを考えれば、それが高まると期待されておられるのではないかと思うんですが、その辺のところをお願いします。

○宮田課長 まず、社会福祉施設等調査と介護サービス施設事業所調査の方でございますが、チャンネルが 2 つ分かれていると先ほど来申し上げておりますが、それによってかなり異なっております。今回、20 年に開放しようと考えております郵送分につきましては、おおむね 2 つの調査、大体同じなんです、80%ぐらいでございます。ここ数年見てもそれぐらいでございます。

それから、自治体を通してやっている方につきましては、ほぼ 100%かなと。その辺のところは、

我々としては時期を区切って、これを対象にしてということをお願いをするわけですが、当然、自治体自身が許認可的な意味で監督官庁でもあるわけで、その後できたとか、その後異動したとかいうことについても情報を入れております。そういうことなので、非常に高いレベルにある。そういうことも2段階のステップを踏まないという理由の一つなんですけど、そういった意味で言いますと、郵送分については、うまくマネジメントすればというか、あるいは非常に良心的にやっていただける事業者さんがきていただければ、上がる期待もあるんですが、80%というのは一般から言うと高いのかもしれない。

それから、都道府県・指定都市分につきましては、正直言ってちょっと難しいだろうなという気がしております、100%以上というのは、実質 100%以上なんですね。そこをどこまで維持できるか。そこが非常に難しい問題ではないのかなと考えておる次第でございます。

○高橋専門委員 逆に言うと、民間がやることによって、向こうから、官庁じゃないんだ、民間だということで、かえって下がるという心配はないかと。

○宮田課長 その懸念はございます。郵送分についてだけ申し上げても、訳のわからないところから来たとか、問合せを見たら、役所じゃなくて心もとないとか、不安を覚えるというところもあるのかもしれない。その辺のところも今後工夫していかなければいけない。どこまで要項に書けるか。要項には書けないけれども、説明とか、あるいは研修に近いことまでやっていかなければいけないのかとか、そこは、我々としては実際のマニュアルづくりとか、そういったところを含めて考えていかなければならない部分かなと認識しております。

○林課長 引き続きまして、就労条件調査の方でございますけれども、回収率は過去3年の平均で81.2%ということで、やはりおおむね8割程度と。統計の質をどれだけキープするかということは、結局は回収率の問題だと考えておりますので、本調査においては、質を確保するという観点からは、サンプル設計に合わせた形で、企業規模別と産業別の目標回収率のようなものを設定できたらなど、今のところ検討を進めているところでございます。

また、先ほど申しましたように、送付は本省の方から直接行っておるんですが、回収の方は労働局を通してということ、特に監督署でございますね。非常に強い権限を持った役所でございますので、そこを通すことによって一定の回収率が期待できるという観点からは、民間の方に若干ディスアドバンテージがあるというのは事実だと思います。そこをいかにカバーするかという工夫は必要ではないかと考えておまして、例えば1つの考え方として、民間会社の方に返送用の封筒などに、名称として、例えば厚生労働省就労条件総合調査事務局的な名称を使わせるとか、そういう形で、なるべくお役所から直接にきたという雰囲気をキープするような工夫を幾つか凝らして、回収率を守っていきたいと考えております。

○前原主査 どうぞ、岡本委員。

○岡本専門委員 今の民間事業者の件なんですけど、今想定されている事業者というのはいらっしゃるんですか。受託可能な。それともう一つ、それと関連して、今、創意工夫という話が出たんですけれども、プロセスといいたいまいしょうか、どこに民間事業者だとアドバンテージが出てくるんでしょうか。

○宮田課長 想定している事業者は、個別にあるわけではございませんが、外側から見れば、郵送でやっていこうということですから、いわゆるDM業者さんであるとか、コールセンター業者さんとかであれば、数的には十分こなせる。そういった事業者も幾つか念頭に浮かばないではないと考えております。私どもの調査で申し上げると、そこは入札してくれてくれるといいますか、そういった業者さんは考えられるだろうと思います。

それから、民間の方々の創意工夫というのは、それこそ挨拶状の書き方から始まっていろいろあるんだろうと考えておりますが、照会であるとか、インバウンドでかかってきたものに対してどう答えるか、あるいはアウトバウンドで督促をどんな形でかけるのがいいとか、その受け答えの仕方ですね。我々にしても、21年度に考えられている地方にしても、いわば役人ですから、気をつけているつもりでも、語法とか話法とか、そういった点では専門業者さんには劣る、あるいは向こうの方がメリットがあるというところはあるんだろうなと思っております。

また、データの入力についても、個別にこれまでは外部発注をしておりましたけれども、全体の流れの中で、こういった作業の仕方の方がより効率的合理的ではないかといったことも考えられると思いますので、ここはいろいろなことが考えられるかなと。かなり一連の業務をまとめて出すというのは初めてですが、それだけに、今考えられる以上の創意工夫というのは、このステップにおいて、あるいは全体の管理といった面でもあるのかなと思っております。

○林課長 今、宮田の方から申し上げたことで内容的にはほぼ尽きているところでございますけれども、民間業者で我々が期待したいのは、質を確保するための創意工夫というところで我々役人ではなかなか気がつかない工夫が出てくるのではないかというのが一番期待しているところでございまして、特にそういう意味では、我々の方は企業調査でございまして、調査票を送った後でも企業の場所が移転したり、いろいろな都合で企業の名称が変わってしまったり、そこで調査票が返ってきてしまう。それが一定数、常にあるわけではございまして、その不明企業の後追い確認というところが民間業者さんほうまうやっていただけるのではないかという期待もございまして、また、回収率の確保という観点からは、調査、照会、回答の部分、督促の部分、特に電話接遇のことも含めまして、うまうまやっていただけるのではないかという、幾つかそういうところで、なかなか役人ではやり切れないようなところでうまうま成果が上がったらいかなと考えているところでございます。

具体的な企業といたしましては、私ども、今、予算要求中でございまして、予算要求をするに当たっては、民間業者の方からある程度見積りと申しますか、どのくらいお金がかかるかということも含めて若干のヒアリングもしてございまして、具体的な企業の名前が思い浮かぶわけではございませんけれども、こういう業務をやり切る企業はちゃんと存在するということは確認できているかと思っております。入札価格の問題は、また別途ございまして、そういうふうを考えております。

○前原主査 椿先生、どうぞ。

○椿専門委員 先ほどからありますように、官の信頼性という部分と民の活用で、かなり包括的な民間委託をするということ自体は、効率性という意味では大変好ましいことではないかと思う

んですけれども、一方で情報セキュリティといいますか、これは各省の包括委託について常に共通的なことなんでしょうけれども、情報セキュリティ、情報セキュリティのマネジメントシステムとか、そういうものに関しては、厚生労働省が考えていらっしゃる民間業者さんの方は、問題ないんでしょうか。あるいはそういうことに対して一定の要求をされるということなんでしょうか。

○宮田課長 要項といいますか、仕様の中では、当然守秘義務であるとか、個票についての管理の仕方ということについては書き込んでいくことになるだろうと考えておりますし、民間企業でも、例えばプライバシーマークであるとか、ISMSという、かなり信頼の置ける形での基準がございますから、プロセスごとに監督していくということですが、そういったものを要求することになるのかなとは思っております。

そういったいわば外形的な要求仕様だけではなく、私どもとしても現在もやっておるんですが、実地に行ってどんなふうに行っているか見るという、監査と言うと大げさかもしれませんが、現場を踏むのが多分一番いいんだろうし、必要なんだろうとも考えておりますので、そういった形でのモニタリングということをやっていききたいと思っておりますし、必要に応じて、セキュリティとちょっと外れるのかもしれませんが、データのメイキングみたいな話も懸念されるところはあるわけで、回収率維持にはやるあまり、自分で書いてしまったということも考えられますから、そういったことについて、対象となっている施設・事業所に対するモニターも実施は考えていいのかなと。そういった種々の方法でマネジメントしていくというのが必要なことであろうと考えております。

○林課長 同じく宮田の方から申し上げたことでほぼ尽きておりますけれども、その点、セキュリティ対策は非常に重要だと我々も考えておまして、それを確保するために、今、検討中ではございますけれども、やはり入札方法は、いわゆる額だけではなくて、総合評価落札方式というのをとりまして、その中で必須項目、加点項目のようなものを置けないかと。必須項目の中にセキュリティ対策でいろいろな条件をきちっとつけて、そこは確実に守れる業者のみが事実上入札可能となるという形での厳重な縛りをかけて確保していきたいと考えております。

○前原主査 ありがとうございます。それでは、年末に公共サービス改革基本方針の改定を予定しておりますので、厚生労働省からの御説明のあった各調査につきましては、そこにどう盛り込むか、当方と十分に意見交換をしながら整理させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、厚生労働省からのヒアリングを終わります。ありがとうございます。

(厚生労働省関係者退室)

(農林水産省関係者入室)

○前原主査 それでは、続きまして、農林水産省より平成 20 年度から市場化テストの対象とする調査についてのヒアリングを行いたいと思います。牛乳乳製品統計調査、生鮮食料品価格・販売動向調査、木材流通統計調査のうち木材価格統計調査の民間開放につきまして、農林水産省大臣官房統計部の磯部統計企画課長から 15 分ほどで御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○磯部課長 それでは、お手元に資料がございますので、資料に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

まず、牛乳乳製品統計調査でございますが、民間競争入札とする理由につきましてでございます。

御承知のとおり、農林水産統計調査につきましては、公務員の総人件費改革の取組の一環として民間開放を推進することとしております。民間事業者を活用できる業務につきましては、可能な限り活用していきたいと考えているわけでございます。そのため、民間事業者が受託可能と判断した統計調査につきましては、民間競争入札を実施するという考え方でございます。

次に、入札の対象の範囲でございます。

牛乳乳製品統計調査は、前にも御説明したかと思いますが、基礎調査と月別の調査という2通りの調査がございます。基礎調査と月別調査の対象の範囲が若干異なりますので、これは別紙に基づきまして御説明申し上げたいと思います。

総括いたしますと、調査員の確保、指導、調査関係用品の印刷、調査票の配付・回収・受付、督促、照会対応、個票審査、データ入力といったものが総括的に言えるわけでございます。

なお、これらの統計調査業務のうち、国の政策立案と直結いたします企画業務でありますとか、調査結果の検証、統計の質の維持・向上を図るために必要な民間業者への指導・監督などのモニタリング業務、事業内容に対します評価・改善業務につきましては、国が行うべき業務として実施する予定でございます。

次に、入札の実施予定時期並びに契約の期間でございます。

入札公告につきましては、平成20年7月を目途に考えてございます。それと、実施でございますけれども、平成20年11月から落札者によります事業を実施する予定でございます。

契約の期間でございますけれども、民間事業者が創意工夫を生かして、質の維持向上、経費削減を実現する観点から、複数年契約で実施することが望ましいと考えてございます。月別調査につきましては、平成21年1月分から平成22年12月分まで、基礎調査につきましては、これは年1回調査でございますので、平成20年分、実施時期については平成20年の12月末現在、それと、平成21年分、その2年分を実施するというところでございます。そういう面では、契約期間といたしましては、平成20年の11月から平成23年の1月までの2年3カ月間を予定してございます。

次に、内容でございます。別紙の1と2をご覧くださいと思います。

別紙1が基礎調査の部分でございます。これは、調査員の調査、もしくは郵送によります調査で実施をしてございます。したがって、民間開放の対象業務といたしましては、調査員の確保から始まります。調査員が配付ないしは郵送によりまして調査客体にお送りするないしは面接をいたします。調査客体からの照会への対応並びに回答をお願いいたします。郵送調査につきましては、督促を行うということでございます。

以上が民間開放の対象業務で、右側のところに国としての業務がございます。調査票の回収から回収状況の確認並びに調査票の審査、照会、入力につきましては、国の方で実施をするということでございます。

これは、基礎調査につきましては、各企業の秘密性の高いデータを取り扱っておりますので、各乳業会社なり業界団体から理解がすぐには得にくいということもございまして、調査票の回収、督促までにとどめておるといところでございます。

続きまして、別紙2が月別調査でございます。

月別調査につきましては、郵送調査による実施を行うことにしております。郵送によりまして、調査客体の方に調査票をお送りし、照会並びに回答を行い、未回収のものにつきましては督促を行います。郵送された調査票につきましては、審査を行い、必要に応じまして調査客体への照会を行い、調査票の入力を行います。調査票が完成いたしましたならば、国の方に提出をするということでございます。

右側のところに県間交流等データの確認という真ん中の枠がございます。これは、牛乳の流れといたしまして、上の方の注でございますけれども、県外から受乳している場合がありますとか、また、飲用の牛乳を県外に出荷しているといったような県間交流と言っておりますけれども、牛乳の出入りがございます。その確認なり、検討をしなければならないということもございまして、集計、検討につきましては、国が実施するというようにしております。

次のページでございますけれども、調査の概要でございます。

調査といたしましては、1の2行目に書いてございます基礎調査と月別調査でございます。

2の期日でありますけれども、基礎調査につきましては毎年12月末日、月別調査につきましては毎月末日現在で実施をいたします。

3の調査の事項につきましては、基礎調査につきましては、年間の取扱量でありますとか、②にありますような常用の従業者数といったような年間の生産量なりを把握をしております。

それと、(2)の月別でありますけれども、これは毎月の送受乳量でありますとか、処理量でありますとか、生産量といったようなものを把握をいたします。また、月別のものにつきましては、本社用といたしまして、乳製品の月末の在庫量を把握することにしております。

4番目に調査対象でありますけれども、基礎調査につきましては、全国の牛乳処理場並びに乳製品工場を対象といたします。月別につきましては、①、②、③に該当するものをカバーする牛乳処理場を把握することにしております。

調査対象数でありますけれども、基礎調査は745工場、月別は412工場を対象としております。

調査方法でありますけれども、現在、基礎調査では郵送並びに調査員によりまして調査票の配付・回収といったものを行っております。月別では郵送でございます。

以上が牛乳乳製品統計調査でございます。

続きまして、生鮮食料品価格・販売動向調査でございます。

最初の理由につきましては、先ほどのものと同様でございます。

次に、対象範囲でございます。対象の範囲につきましては、この対象が百貨店でありますとか、総合スーパー、POSシステムを導入している小売業といったようなものが対象でありますので、調査が比較的良好であるということもございまして、また、集計も単純集計ということもございまして、対象の範囲につきましては、個票審査並びに、集計、統計表の作成といったような包括

的な業務を対象と考えてございます。

あと、なお書きのところにつきましては、先ほどと同様でございます。

入札並びに契約の期間でございます。入札につきましては、平成 20 年の 7 月に公告を行いました、11 月から事業を実施する予定でございます。

契約でありますけれども、これも牛乳乳製品と同様に、複数年契約で実施することが望ましいと考えておまして、月別調査でございますので、21 年 1 月から 22 年の 12 月までの 2 年分を実施をするということで、準備から報告まで合わせまして、20 年 11 月から 23 年 2 月までの 2 年 4 カ月を予定してございます。

続きまして、別紙のところが流れ図でございます。

生鮮食料品価格・販売動向調査につきましては、四半期ごとに年 4 回実施をいたします。1 回目につきましては、調査対象者に対しまして調査票を配付をする、また依頼をするということでございますので、調査員によります調査票の配付を行っております。残りの 3 回につきましては、郵送調査で行うということでございます。したがって、調査員の募集・選定というものが最初に入っております。それと、調査客体を選定し、調査票の配付をいたしまして、照会並びに回答をいたします。調査票が未回収のものにつきましては、督促を行って、郵送によります回収をいたします。ここは、右の下にございますように、調査票の審査から統計表の作成までを行うということでございます。統計表を国の方に報告いたしまして、国の方で分析をいたしまして、公表するという流れになります。

続きまして、概要でございます。

調査の概要でありますけれども、生鮮野菜の小売段階におけます国産品の標準品並びに高付加価値品、これは有機栽培品でありますとか特別栽培品、並びに輸入品の価格なり販売数量の動向を把握するというところでございます。

調査の期日といたしましては、先ほど申し上げましたように、四半期ごとに 4 回実施をいたします。

調査の事項でありますけれども、先ほど申し上げましたような国産品並びに輸入品ごとの生鮮野菜 21 品目についての販売数量なり金額を調査いたします。

対象でございますけれども、主要の 15 都市に所在する百貨店・総合スーパー、従業員 10 人以上等々のセルフサービス店を含む事業所のうち、POS システムを導入している店舗を対象としております。

対象数といたしましては、130 店舗でございます。

調査方法につきましては、調査員によります調査票の配付並びに郵送回収というところでございます。

以上が生鮮食料品価格・販売動向調査でございます。

それから、3 つ目でございますけれども、木材流通統計調査のうちの木材価格統計調査でございます。

1 番目の理由につきましては、同様でございますので、割愛させていただきます。

入札の対象範囲でございます。この対象範囲につきましては、郵送によります調査票の送付並びに集計といったような、いわば包括的な業務を対象といたします。

入札並びに契約の期間でございます。入札につきましては、月別調査で 21 年の 1 月からでございますので、7 月に入札公告をし、11 月から落札者によります事業を実施する予定でございます。

契約の期間につきましては、平成 21 年の 1 月から 22 年の 12 月までの 2 年分を実施をするということで、先ほどと同様に複数年の契約を考えてございます。

また、集計等を行いますので、20 年の 11 月から 22 年の 12 月までの 2 年 2 カ月間を考えてございます。

流れ図でございます。別紙のところでございますけれども、これは、往復郵送調査で行います。対象業務といたしましては、調査関係用品の印刷から始まりまして、調査票の配付、照会対応、未回収客体に対します督促、調査票の回収・受付なり提出状況を確認いたしまして、個票の審査並びに集計をするということで、毎月、結果表を作成し、審査をいただきまして、国の方に報告をいただくと。国の方では、分析をいたしまして、結果の公表をするという流れ図になります。

なお、郵送又はインターネット回答ということでございます。前回、オンライン調査というのが主査の方から御質問が出ましたけれども、私どもの方でどの程度オンラインが協力できるのか、事前に把握したものがございまして、大体 25%でございます。客体の多くを占める製材工場は、非常に山間の小さなところもございまして、中小零細企業が多いものですから、そういう面では、オンラインによりますものは比較的少ないんですけれども、オンラインが協力できるというものにつきましては、インターネットによる回収を考えてございます。

それから、概要でございますけれども、前回も御説明申し上げましたので、割愛をさせていただきます。

以上でございます。

○前原主査 ありがとうございます。それでは、各委員から御意見、御質問をちょうだいしたいと思います。1つ最初に、今、磯部課長から、木材のところのインターネットは 25%とお答えいただいたんですが、むしろその前の生鮮食料品とか、POSを入れているところだったら、こういうところの方が早いんじゃないかという気がするんです。その辺はインターネット調査はどういう感じでしたか。

○磯部課長 まず、生鮮の部分につきましては、これは、調査票の作成から始まって、審査だとかというところまで、システム開発をしなければならないということがございまして、対象が 130 と、かなり小さいということもございまして、今回、オンラインというものは対象から外しております。

それから、牛乳につきましては、協力度合いが比較的悪いところもございまして、いろいろ PR を重ねまして、22 年度以降にオンラインを考えたいと考えてございます。

○前原主査 ありがとうございます。それでは、先生からどうぞ。高橋委員、お願いします。

○高橋専門委員 3つの統計調査とも、わりと調査客体が少ないんですね。そうした中で、後で聞きますけれども、回収率もいずれもわりと高いんじゃないかなという感じをしています。後

でそれぞれの回収率を教えてください。そうした場合に、民間の創意工夫といいましようか、あるいは民間に期待することという、普通は、現在、回収率が低いので、それを何とか上げたいとか、そういうことがあるかと思うんですが、現在も高ければ、その辺は民間にどんなことを期待するのかというのがありますね。ですから、そういうことを含めて、農水省さんは民間開放によって民間の創意工夫をどういうふうな期待をされておられるのか、お聞きしたいと思います。

○磯部課長 まず、対象といたしまして、調査方法に郵送だけではなくて、牛乳の基礎調査でありますとか生鮮の部分につきましては、1回目は調査員で調査いたしますので、調査員の募集でありますとか、あとは教育でありますとかという部分について、いろいろなノウハウを持っているかと思しますので、まず、そのところで調査員の募集なり、研修なりというところ、1つにそういう部分を期待しております。

それと、生鮮の部分につきましては、統計表の作成まで考えてございまして、そういった統計表の作成の部分についても、いろいろなノウハウを持っておられるかと思しますので、そういった面で期待をしております。

あと、回収率ですけれども、現在、牛乳につきましては、政策的にも重要なもの、指定統計ということもございまして、回収率は100%でございます。民間でも100%をお願いしたいと考えております。

それと、木材につきましても、これは県別に作成をしなければならないということもございしますので、極めて精度の高いものを提供しなければなりませんので、これも100%を考えております。

あと、生鮮の分については、単純平均ということもございまして、現在でも月によって変わりますけれども、大体回収率は8割ぐらいです。8割ぐらいは何とか維持していきたいと考えております。

○高橋専門委員 今の民間の工夫なんですけれども、今おっしゃったことも含めてですけれども、民間の方の創意工夫で考えますと、実際は、統計のいろいろな作業をやった中で、恐らく民間は、次回はこうやった方がいいんじゃないかというアイデアがいろいろ出てくると思うんですね。今回、複数年契約をされていらっしゃると思いますので、そういったことも含めて、最初に民間の方に、1年目を終わった、途中でいいんでしょうけれども、こういったことが改善点としてあるよとか、こういったふうに工夫すればいいよという点を民間の方に最初からもしあったら言っておけば、民間もそれなりに考えてやってくれるし、さらにそれが工夫が生かされるのではないかという気がしますので、ぜひそういったことをお願いいたします。

○磯部課長 そのことは十分注意しながら進めていきたいと思っております。特に2年目には、さらにいい方法ができるのではないかと期待しております。

○前原主査 どうぞ、岡本委員。

○岡本専門委員 今、3つの調査を課長の方から御説明いただきましたのでこういう質問になってしまうんですけれども、プロセスの中でどこを民間に開放するか、流れ図ということで、牛乳だけが違うという御説明で、その理由として、データの秘匿性の高い、秘密性の高いものだというお話をされたんですけれども、それはすべての統計についてもそうではないかなと私なんか

は思ってしまうので、その辺のところを御説明をもう少しお伺いしたいということと、資料5に関しまして、1ページ目に書かれている民間事業者を活用する業務の範囲と、絵で描かれている開放する範囲が微妙に違うんですけれども、これは活用と開放の言葉を書き分けていらっしゃるという意味で理解すべきなんでしょうか。

というのは、具体的に申しますと、1ページ目では、個票の審査ですとか、データ入力に係る業務も活用の範囲に含めていらっしゃるんですけども、後ろでは出されていますよね。これはどういう意味があるのか。これはあくまでも確認でございます。

○磯部課長 牛乳の部分ですね。

○岡本専門委員 牛乳です。

○磯部課長 まず、利活用の部分でございますけれども、牛乳については、先ほども政策の活用が大きいということは申し上げましたけれども、牛乳の部分につきましては、一つには、食料・農業・農村基本政策審議会のところで、乳製品の部分について、増量、増産をしていくという形がございます。それと、もう一つには、処理能力をアップさせるという政策がございまして、その中できちんと牛乳処理場の能力を把握しながら、政策に反映していくというような活用の仕方がございますので、そういった面で、牛乳処理場なり、工場なりという部分についての項目を強化したというところがございます。そういった面で非常に重要な調査ではありますが、ただ、秘密性が非常に高いということがありまして、現在でもかなりそういった民間開放の部分について、期待される部分もあるんですけれども、警戒される部分も非常に強いということがありまして、そういった面では、ほかの統計調査と比較しまして、督促まで。回収から内容の審査については国がやると。

○岡本専門委員 国というのは、国の職員がやられるという意味ですか。

○磯部課長 そういうことです。

○岡本専門委員 範囲はわかりました。そうすると、資料5の1ページ目の活用の範囲、個票審査、データ入力に係る業務という書かれているのはどういう意味なんですか。

○磯部課長 これは、基礎調査では別紙の1のところをごらんになっていただくとわかるように、調査票の審査、照会という部分については、右側の国になってございます。それで、月別では、調査票は審査いたします。そういう面で包括的に書かせていただきましたので。

○岡本専門委員 基礎調査では外に出すけれども、月別では中に出す、そういうことですね。わかりました。あくまでも確認です。

○前原主査 そのほかいかがですか。椿先生。

○椿専門委員 1点教えていただきたいんですけども、資料6の生鮮食料品価格・販売動向調査については、客体の選定も民間にというふうに書かれているかと思うんですけども、これは恐らく他省庁でもめったにないところまで出しているという印象を持っているんですけども、従来、国がやっていたときにはどういう客体の選定をどういう方法でやっていたのを、どういうところまで民間に任せるといふ計画なのかということをお教えいただければと思うんですが。

○磯部課長 生鮮の部分につきましては130の客体なんですけれども、対象といたしましては、

商業統計を用いまして、各種の食料品の小売業なり野菜・果実の小売業でセルフサービス店を営む事業所を抽出しております。

調査対象全体では 4,200 事業所がございます。その中から有意で 130 を対象として選定してございまして、脱落したところを補充するというような形にしております。

○椿専門委員 もともと有意抽出で、今の話ですと、パネルのように、とれるところをとるという形になっているんですか。

○磯部課長 ええ。全体が P O S でありますとか、そういうところなものですから、もう一回改めて調査対象を選定し直すというような見直しはしておりません。

○椿専門委員 そうすると、今回ここには書いてあるけれども、当然今まで農水省さんが協力いただいて、事実上パネルになっているようなところの名簿は、農水省さんは民間さんに供給するということですか。

○磯部課長 そうです。その中から選んでいただくということです。

○椿専門委員 わかりました。

あと、先ほど主査からも御発言があったんですけども、本当は P O S を持っているということは、調査をやれるということは、この規模だからシステム開発する気力というか、予算というか、するのがかえってもったいないということかと思うんですけども、例えば、総務省さんだって全国物価動向調査みたいなもっと大きなところで P O S があれば、いろいろな集計ができるというのは、ほかの調査で物価動向をとっている調査が別途あるので、農水さんのこの規模でやるのは大変かもしれないけれども、何か政府の統計部局全体で P O S を使って調査するようなシステム開発をされてしまえば、非常にいいのではないかと思うんですけども。

○磯部課長 確におっしゃるとおりでございます。現在そういうものがないものですから、費用対効果を考えてこういうふうな形にしています。

○前原主査 そのほかよろしいですか。

それでは、以上で終わらせていただきますが、年末に公共サービス改革基本方針の改定を予定しておりますので、農林水産省から御説明のございました各調査につきましては、そこにどう盛り込むか、当方と十分に意見交換しながら整理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、農林水産省からのヒアリングを終わらせていただきます。ありがとうございました。

(農林水産省関係者退室)

○前原主査 それでは、その他の議題につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 最初に、内閣府からの先だつての統計調査分科会で提案のあった企業行動に関するアンケート調査についてですけれども、現在、事務局とどういう方向で公共サービス改革法を適用していくかにつきましては調整中ですので、また次回の統計調査分科会において、その結果について御報告をしたいと考えております。先だつての分科会では、本日ヒアリングということだったのですけれども、まだ内容がかたまっていないものですから、もう少し事務局で調整させていただければと考えております。

○事務局 環境省の調査の関係ですが、前回の統計調査分科会におきましてヒアリングを行いまして、環境省さんの方から水質汚濁物質排出量総合調査につきまして公共サービス改革法の対象とする方向で検討を行っていききたいという御説明があったところですが、ヒアリングの際にもございましたが、今現在、効果的な公害防止取組促進方策検討会の方で事業者における排出汚水の測定の有り方についても検討いただいているということで、この統計調査自体、どのような形になるのか、まだはっきりしないということもございまして、この検討のスケジュール感としましては、検討会の方につきましては年内には大体終えますが、最終報告は年度内になる見込みということで、この調査がどうなるかにつきましても、大体、年度内には結論が出るというようなスケジュールになっております。その関係もございまして、また年明け以降、そのあたりをきちんと事務局の方でやりとりしながら、市場化テストの対象とするかしないか、そのあたりについてはっきりさせていきたいと考えております。

以上でございます。

○事務局 それから、12月に行います公共サービス改革法基本方針の改定についてですけれども、現在、本日ヒアリングをしていただきました総務省と農水、厚生労働省の3省と、統計センターの分につきましては、改定をする予定ですが、本日のヒアリングを踏まえまして、案文については若干調整をさせていただければと考えております。

また、その内容につきましては、先生方にもメール等でお知らせいたしますけれども、基本的には主査の方に一任させていただければと考えております。

○前原主査 ありがとうございます。以上の説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上の点につきましては、事務局の報告どおり進めさせていただくということでよろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○前原主査 ありがとうございます。それでは、本日予定されました議題は以上でございます。これで本日の統計調査分科会は終了いたします。

次回の日程につきましては、追って事務局から御連絡をいたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

なお、事後の打合せを行いますので、傍聴者の方は御退室をお願いいたします。

(傍聴者退室)